

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	1
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	3
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	5

改正案	現行
<p>（使用人）</p> <p>第三条 法第六条第一項第四号（法第十七条において準用する場合を含む。）、法第七条第三号、法第八条第四号、<u>第十一号及び第十二号</u>（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。</p> <p>（閲覧所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、<u>当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等を公衆の閲覧に供しなければならぬ。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（使用人）</p> <p>第三条 法第六条第一項第四号（法第十七条において準用する場合を含む。）、法第七条第三号、法第八条第四号、<u>第十号及び第十一号</u>（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。</p> <p>（閲覧所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、<u>次の書類等を公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等</u></p> <p>二 <u>国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営業所を有するものに係る許可申請書等の写しで国土交通大臣から送付を受けたもの</u></p> <p>4 <u>前項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項第</u></p>

二号に掲げる書類等の閲覧に関するものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(合格の取消し)

第二十七条の九 国土交通大臣は、技術検定に合格した者が不正の方法によつて技術検定を受けたことが明らかになったときは、その合格を取り消さなければならない。

2 合格を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならぬ。

(立入検査をする職員の資格)

第二十八条 法第三十一条第一項の規定により立入検査をすることができる職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員又はこれに準ずる都道府県の公務員で、一年以上建設に関する行政の経験を有する者でなければならない。

(合格の取消し等)

第二十七条の九 国土交通大臣は、不正の手段によつて技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとする。ことができる。

(立入検査をする職員の資格)

第二十八条 法第三十一条第一項の規定により立入検査をすることができる職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員又はこれに準ずる都道府県の公務員でなければならない。

<p>改正案</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p>	<p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項</p>	<p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十条第一項</p>
<p>現行</p>	<p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>	<p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

3 (略)	(略)
3 (略)	(略)

改 正 案		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
(略)	(削る。)	(略)	政令
(略)	(削る。)	(略)	事務
現 行		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
(略)	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	(略)	政令
(略)	第五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項第二号に掲げる書類等の閲覧に関するものに限る。）	(略)	事務